

1. 景観形成とは

海、山、川、森、原などの「自然」と、そこで展開される人々の長きに亘る「生活を中心とした営み」が一体となって、地域の空間、地物が形作られます。

本市各地に存する「空間」、すなわち街、集落、田園などと、「地物」、すなわち建物、道、峠、沈み橋*、寺社、石塔などはすべて、そうして営まれてきた本市各地の人々の歴史、文化の証に他ならず、すべてがそれぞれの地域にとってかけがえのないものです。ですから、それぞれの地域では、地域の歴史、文化が詰まった特徴ある空間、地物を大事にしたいところですが、わたしたちは目で見て、景観によってそれらを確認し、認識し、実感し、さらには評価しますので、空間、地物が大事にされるためには、それらが良好な景観となって多くの人の共通認識として実感され、評価される必要があります。

見えなければ意識されず、よく見えれば意識され、印象深く見えれば良いところ、良いものと評価されます。印象深く見えること、すなわち良好な景観とは、当該空間や地物が、見やすい視点から、他のものに邪魔されずに、程よい大きさで見える状態を指しますので、大事な空間や地物を対象に、それらが程よい大きさで見える視点の確保や保全、見るのに邪魔なものの除去や未然防止などが景観形成の基本となります。また、多くの人が見る眺めは地域の印象を左右する大事な景観ですから、多くの人を使う道や公園は視点として重要で、それらからの景観を良好にしていくことも大事です。

そこで、本市の景観形成では、本市各地の豊かな自然、長きに亘る人々の営み、特徴ある歴史や文化を代表する大事な空間や地物が、見やすい視点から他のものに邪魔されずに程よい大きさで眺められるよう、すなわち良好な景観となるようにしていくことで、地域を磨いていくことを基本方針とします。また、多くの人を使う道や場所を大事な視点と捉えて、そこからの景観も同様に良好にしていきます。

こうして、地域の大事な空間や地物がより良い景観となって、すなわち地域が磨かれて、いっそう光り輝いていけば、子どもから大人まで、そこに暮らす人々の感性は豊かに育まれることでしょう。

杵築市景観計画策定委員会
委員長 堀 繁

2. なぜ景観計画*をつくるのか？

(1) 策定の背景と目的

景観法*の制定

日本は、古代より海から山まで変化に富んだ地形と豊かな自然環境の中で、地域の風土に応じた人々の営みが繰り返され、地域固有の文化が形成されました。自然と営み、文化が一体となって作り出す空間や地物は、多くの人々が目で見ることにより、我が国固有の景観として認識されてきました。

一方で、高度経済成長期を経て現在に至るまで、急速な産業発展と都市化に対応した効率性及び機能性を重視したまちづくりが進められ、かつての美しいまちの姿の多くは失われ、変化してきました。

こうした中、国は、平成15（2003）年7月に、歴史や文化、風土などの地域の特性を重視し、美しい景観づくりの基本的な考え方や具体的な施策を示した「美しい国づくり政策大綱」を策定し、これに基づき、平成16（2004）年6月に、国土交通省・農林水産省・環境省の3省が所管する景観に関する基本法として「景観法」が制定されました。

景観法の制定を受け、数多くの地方自治体が、それぞれの地域の魅力を活かした景観形成に向け、景観計画を策定することで、建築・開発行為に対する一定の規制・誘導をはじめとした様々な取組みが進められています。

杵築市での取組みと目的

杵築市は、海と大地と太陽の恵みを受けながら、先人が慈しみ育んできた美しい風土を基盤として、人々のなりわい、城下町や伝統行事に代表される歴史・文化等と密接に関わりあい形成された景観を有する魅力あるまちです。

中でも杵築城の西方に面し、起伏に富んだ地形を巧みに活用して武家屋敷、商家が建ち並んでいる杵築城下町地区においては、城下町にふさわしいまちなみを保全再生することにより、歴史と文化の薫る景観形成を進めてきました。

本市は、杵築市総合計画*において、「歴史と文化の薫り高き 豊かな感性があふれるまち」を将来像として掲げ、こころと暮らしの豊かさが実感できるまちづくりを推進しています。この将来像を実現するためには、本市固有の空間、地物を有効に活用し、先人から継承された良好な景観を、これまで以上に磨き上げていくことが必要となります。

このようなことから、「杵築市景観計画」は、杵築らしい景観形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、景観形成の方針及び景観形成基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働*による地域特性を活かした良好な景観を実現することを目的とします。

(2) 景観計画の活用方針

景観計画に定める内容

景観法では、景観計画に定める内容として、以下の9項目があり、必ず定めなければならない「必須事項」と、地域の実情に応じて選択できる「選択事項」に区分されています。

<必須事項>

- ① 景観計画の区域
- ② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ④ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

<選択事項>

- ⑤ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項
- ⑦ 景観重要公共施設に関する基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
- ⑧ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ⑨ 自然公園法の許可の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの

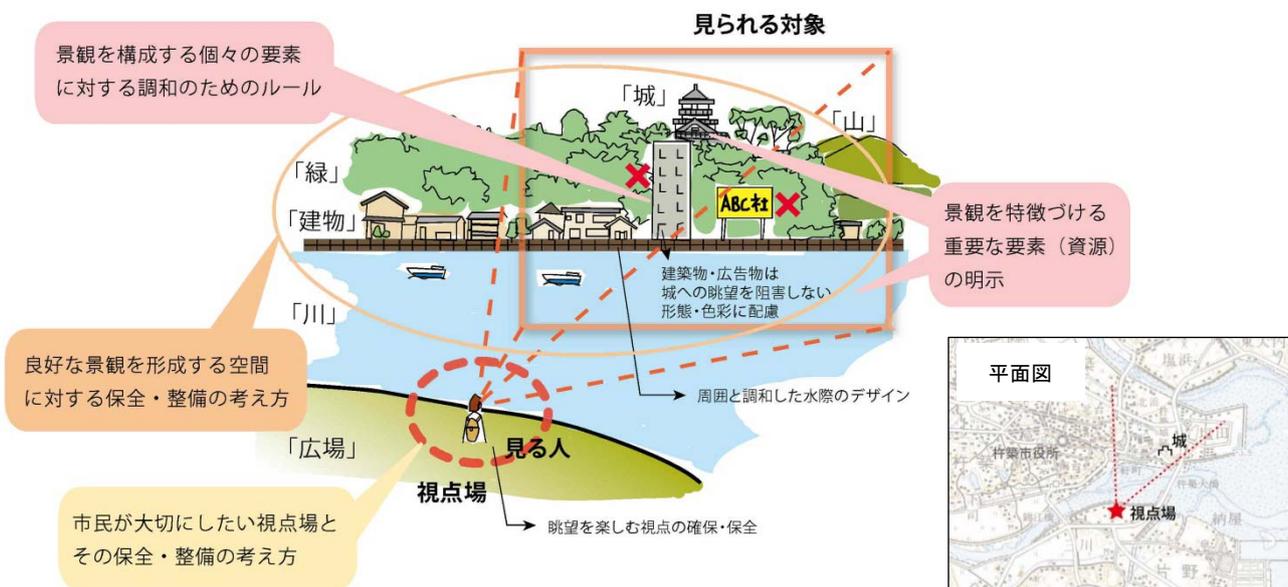
参照：国土交通省「景観法アドバイザーブック」

なお、景観計画に定める内容のイメージとしては、景観として見られる対象に対する考え方や、見る場所としての視点場*についての考え方等を定めることができます。

具体的には、良好な景観を形成する空間に対する保全・整備の考え方や、その景観を特徴づける重要な要素（資源）を示すことで、市民・事業者・行政間で、良好な景観を形成するために必要なことを共有することができます。

また、必要に応じて、景観を構成する個々の要素（建物や工作物、緑等）について、周囲と調和するために必要な一定のルールを定めることで、市民・事業者に対して、景観形成への配慮を求めることができます。

▼景観計画に定める内容のイメージ



杵築市における活用方針

杵築市では、景観行政を担う景観行政団体*として、景観法に基づく景観計画を定め、以下の2点の活用方針を掲げます。

■市民・事業者・行政が共有するマスタープランとして活用します

景観形成とは何か、杵築市ではどのような景観を大切にするのか、そのためにはどのような配慮が必要なのか、について明文化することで、市民・事業者・行政が共有できる「景観形成に向けたマスタープラン」として活用します。

これにより、地域の景観を特徴づけている要素（資源）や、調和に向けた配慮の考え方等を官民で共有することが可能となり、市民・事業者・行政のそれぞれが、役割に応じて主体的かつ積極的に本市の景観形成に関わっていくことを促すものとします。

■市全域における建築・開発行為等のチェックツールとして活用します

杵築市は、市域の一部にのみ都市計画区域*が指定されており、市全域の建築・開発行為等に対して、同じレベルでのコントロールができません。

そこで、都市部から農村部まで一体的に規制・誘導が可能となる景観計画の特徴を活かし、市域全域を対象に、一定規模以上の行為については、景観法に基づく届出を義務づけ、景観形成基準に基づき地域の景観を阻害しないよう行為の着工前の審査を行うことで、緩やかな中での杵築市の景観に馴染むよう誘導するためのチェックツールとして活用します。

▼景観計画区域*の適用可能範囲（都市計画区域等との関係）

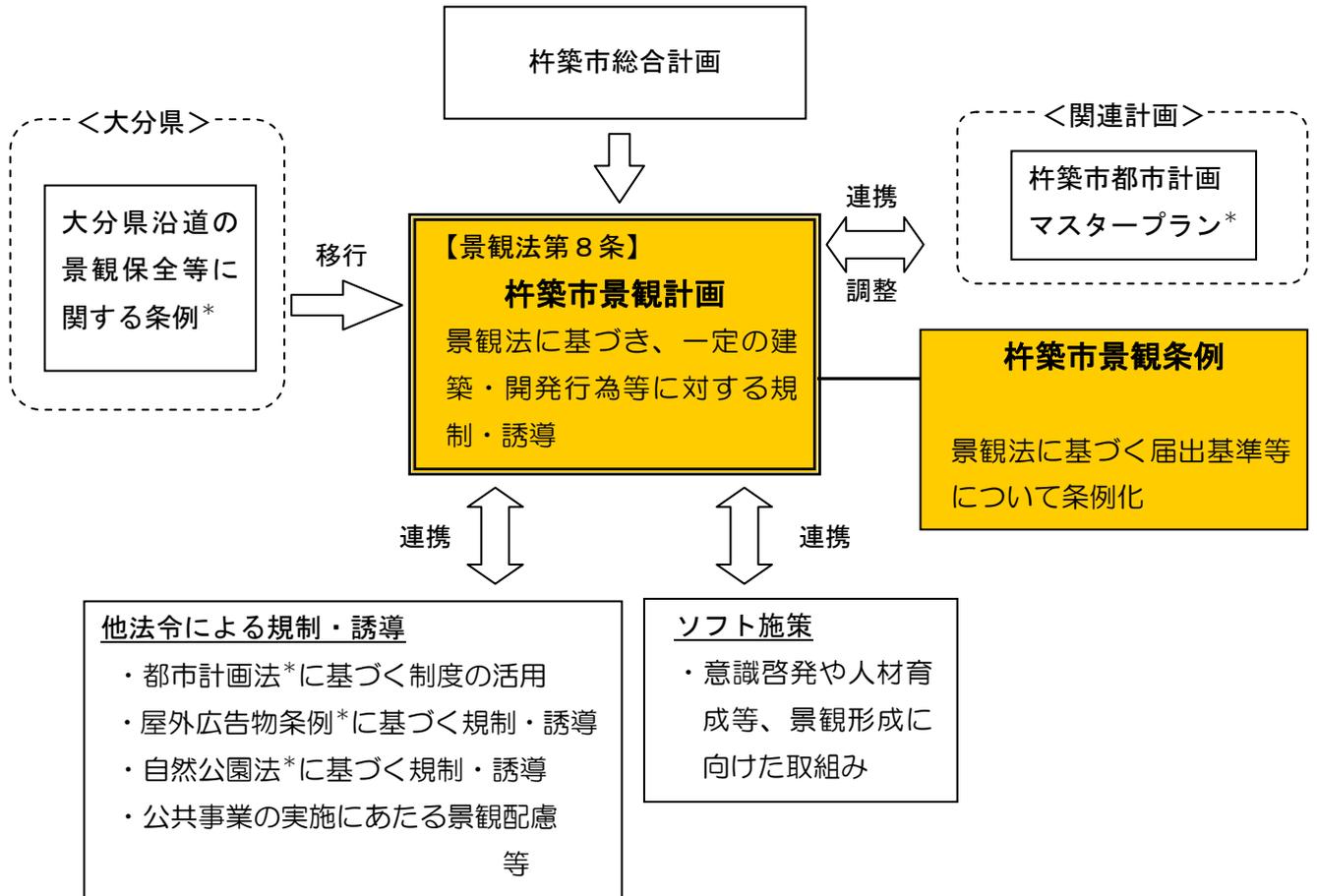


参照：国土交通省「景観法アドバイザーブック」

3. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観形成に向けた基本的な考え方を方針として示すとともに、景観計画区域内における一定の行為に対して、法に基づく届出を義務づけるための具体的な規制・誘導の内容（ルール）を定めるものです。

また、本計画を施行にするにあたり、必要な事項については、景観法に基づき市条例「杵築市景観条例*」を定めます。



4. 対象区域

杵築市では、海から山まで変化に富んだ地形の中で、特色ある景観が多様に見られることから、景観法に基づく景観計画の対象（景観計画区域）は、市全域（地先公有水面を含む）とします。